

改正案	現行
<p>第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二百一十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）（）に規定する振替外債をいう。以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの。</p> <p>イ 円建てで発行されるものであること。</p> <p>ロ 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>ハ 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>ニ 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>ホ 利息の支払期限を、ニの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>二 前条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p>	<p>第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、前条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p>